

◎新潟県告示第678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 289号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三条市荻堀字川前817番14から	新	7.8～16.8メートル	178.0メートル
同市荻堀字川前828番3まで	旧	7.3～16.8メートル	178.0メートル

備考 路線の重用

一部区間一般国道290号と重用